

## 第1章 訓練の計画

---

## 1.1 事前準備

<本節の構成>

	何を	誰が	いつまでに
1.1.1	地域状況、計画・マニュアルを確認する (平時の活動)	各主体の防災担当者	平時
1.1.2	年度訓練実施計画を策定する	各主体の訓練企画担当者	前年度末 (6ヶ月以上前)
1.1.3	総合訓練の訓練準備組織を設置する	道府県及び各主体の訓練企画担当者	

### 1.1.1 地域状況、計画・マニュアルを確認する (平時の活動)

各主体の防災担当者は、訓練実施の前提として、地域防災計画・避難計画や「緊急時対応」を確認するほか、関連マニュアル等の記載情報を最新のものに改定する。

#### 手順・留意点

- 当該地域の社会環境の変化及び原子力災害対策の進捗状況等を確認する。

#### 【最新情報の調査項目 (例)】

- ・ 発電所施設の状況及び周辺地域図
- ・ 防災関連設備等の整備状況
- ・ PAZ・UPZ に含まれる地区名や学区名、住民数
- ・ 避難所・社会福祉施設等の名称、避難車両台数、安定ヨウ素剤配備数等
- ・ 関係機関・法人等の名称、連絡先 等

- 最新情報を、各種文書に反映する。

#### 【調査結果を反映し、訓練の前提とする文書 (例)】

- ・ 地域防災計画
- ・ 災害対策本部運営マニュアル等の関連マニュアル
- ・ 避難計画
- ・ 「緊急時対応」 等

## 1.1.2 年度訓練実施計画を策定する

各主体の訓練企画担当者は、5年間程度の間に行うべき訓練項目を組み合わせた「中期訓練計画」に基づき、前年度末（次年度に実施する総合訓練の6ヶ月以上前）までに、当該年度の「年度訓練実施計画」を策定する。

### 手順・留意点

- 中期訓練計画に基づく当該年度の訓練実施計画の内容、これまでに実施した訓練の成果や、前項1.1.1で確認した計画・マニュアル等を踏まえ、当該年度の訓練実施計画を策定する。
  - ✓ 前年度の訓練で得られた教訓の確認、対策進捗状況の確認や検証も重要な観点である。
- 道府県の訓練企画担当者は、策定した年度訓練実施計画について地域原子力防災協議会作業部会（以下「作業部会」という。）等を通じて、関係機関に共有する。必要に応じて調整を行う。
  - ✓ 特に、当該年度において新たに追加しようとする訓練項目、訓練対象、実施時期等の変更事項について、認識を共有する。

### 様式・作成事例

- 別添1「中期訓練計画」
- 添付資料1-1「年度訓練実施計画」

中期訓練計画 (例)

別添 1

中期計画の期間	5か年 (R〇〇年度~R〇〇年度)	当該年度を1年目として新たな5年間の計画を毎年度書き換えるか、5年間で固定するか、どちらにするかは利用者が設定
訓練の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画等の実効性の検証</li> <li>県と関係機関の実質的な能力向上のための訓練</li> <li>複合災害への対応の検証</li> <li>訓練の企画・実施・評価のサイクルの確立、実効的な訓練へのレベルアップ</li> </ul>	

年度ごとのねらい		R〇年度	R〇年度	R〇年度	R〇年度	R〇年度
重点事項		「緊急時対応」の実効性の検証	フルスケール訓練の実施 脱危険との連携動作の確認	複合災害シナリオのリアリティ向上	...	...
総合訓練	想定事象・シナリオ	事故災害	地震との複合災害 (インフラ被害)	地震との複合災害 (津波避難後)	...	...
	訓練形式	時間圧縮実動訓練	実時間実動訓練	実時間実動訓練	...	...
	検証のポイント	PAZ内病院避難の課題 物流事業者との連携課題	近隣県との連携課題 離島避難の対応課題	複合災害考慮による対策課題	...	...

訓練の項目	R〇年度		R〇年度		R〇年度		R〇年度		R〇年度	
	要素訓練	総合訓練	要素訓練	総合訓練	要素訓練	総合訓練	要素訓練	総合訓練	要素訓練	総合訓練
道府県等によるオフサイトの訓練	1 道府県災害対策本部等運営	○	○	○	●	○	○	○	○	○
	2 道府県現地災害対策本部等運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 オフサイトセンター運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 緊急時対応要員参加	6ヶ月に1回	○	6ヶ月に1回	○	6ヶ月に1回	○	6ヶ月に1回	○	○
	5 緊急時通信連絡	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	○
	6 国、市町村、実動組織等との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 緊急時モニタリング	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 PAZ寄地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難	○	●	○	○	○	○	○	○	○
	9 PAZ寄地域内の住民避難	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 UPZ内住民の屋内退避	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 UPZ内一部住民の一時移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 安定3つ素則緊急配布・予防服用	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 避難区域時検査・簡易除染	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 原子力災害医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15 物資調達・供給	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 交通規制・警戒警備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17 代替オフサイトセンター移転	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原子力事業者によるオンサイトの訓練 (参考)	1 対策本部運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 通報連絡	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	3ヶ月に1回	○	○
	3 警備・避難誘導	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 放射能影響予測、防護措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 原子力災害医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 消火	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 汚染拡大防止・線量評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 事故収束	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 原子力事業所災害対策支援拠点運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 原子力事業者支援連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) 原子力事業者によるオンサイトの訓練については、事業者が自ら計画すべきもの。

○ : 各年度で実施する訓練項目、● : 各年度で実施する訓練項目のうち重点項目

1 訓練計画

2 訓練設計

作成

3 訓練管理

4 訓練評価

5 訓練後改善

年度訓練実施計画（例）												1-1 作成例
訓練の項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 道府県災害対策本部等運営訓練			事前研修（主催：自治体等）				●					
2 道府県現地災害対策本部等運営訓練					事前研修（主催：内閣府）		●					
3 オフサイトセンター運営					事前研修（主催：内閣府）		●					
4 緊急時対応要員研修訓練			○						○			
5 緊急時通信連絡訓練			○			○	●		○			○
6 国、市町村、実働組織等との連携訓練							●					
7 緊急時モニタリング訓練		事前研修（主催：原子力規制庁）		○			●					
8 PAZ等地域内の推定被災者等避難要者等の避難訓練					○							
9 PAZ等地域内の住民避難訓練					○							
10 UPZ内住民の屋内退避訓練					○							
11 UPZ内一部住民の一時移転訓練							●					
12 安定ヨリ業務緊急配布・予備服用訓練			事前研修（主催：自治体等）		○		●					
13 避難退避時検査・簡易除染訓練					事前研修（主催：自治体等）		●					
14 原子力災害医療訓練							●					
15 物資調達・供給訓練							●					
16 交通規制・警戒監視訓練							●					
17 代替オフサイトセンター移転訓練									○			

凡例；●：総合訓練として実施、○：個別訓練として実施

### 1.1.3 総合訓練の訓練準備組織を設置する

道府県及び各主体の訓練企画担当者は、訓練6ヶ月前までに、訓練準備組織を設置する。また、必要に応じて、周辺県や原子力防災専門官等に協力を求める。

#### 手順・留意点

- 道府県は訓練準備組織を設置する。「総合調整」、「広報」、「シナリオ・データ作成」、「評価検討」、「運営支援」等、地域の実情に応じて必要な機能と役割を設定する。
- 周辺県が訓練に参加する場合は、所在道府県が周辺県に対して訓練準備組織への参画を要請し、訓練準備を連携して進める。
  - ✓ 当該周辺県においても所在道府県と同様に訓練準備組織を設置し、所在道府県の組織との調整・連携を行う。
- 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（以下「原子力防災専門官等」という。）と調整・連携を行うため、近隣原子力規制事務所の原子力防災専門官等への協力依頼を行う。
  - ✓ 訓練の準備に関する会議等への参加を求め、訓練の企画及び評価に関して、協力・支援を受けることが重要である。
- 訓練実施段階では、訓練準備組織の機能を引き継ぐ形で、訓練指揮者の責任のもと、総合調整に実質的に統制されている訓練管理機能及び訓練評価機能を設置する。（具体的な体制については、3章図3-1もしくは4章図4-1参照のこと。）

- ✓ 訓練指揮者は、訓練全般（訓練の管理及び評価）に責任を持ち、不在時は副指揮者がその役割を担う。総合調整は、訓練指揮者のもとで訓練の管理機能及び評価機能を実質的に統制、調整する。

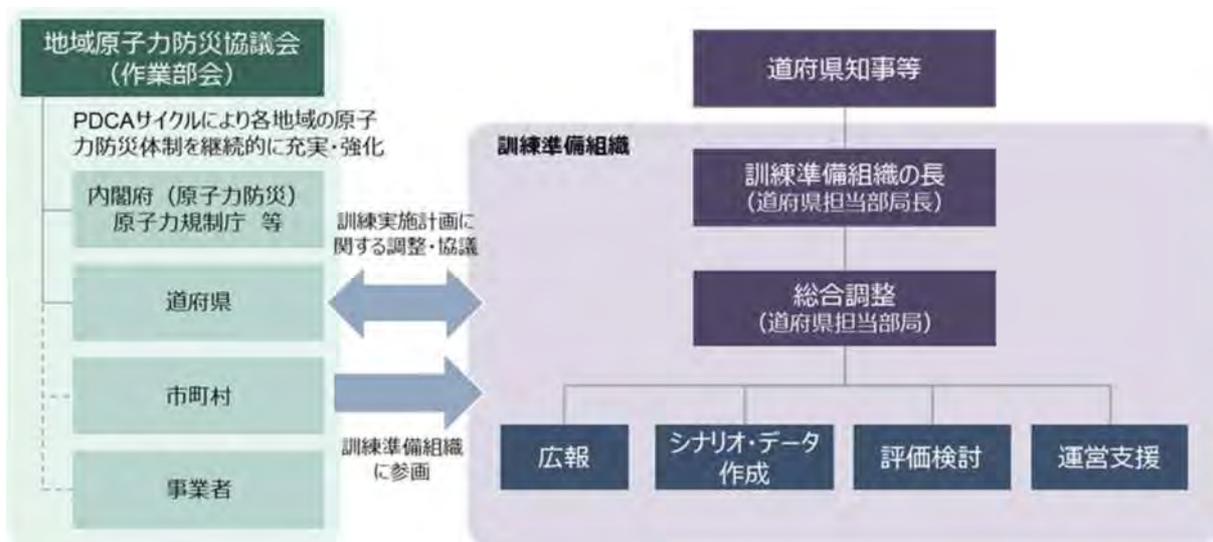


図 1-1 訓練準備組織の構成 (例)

※ガイダンスより再掲

表 1-1 訓練準備組織に必要な機能と役割 (例)

機能	役割
総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合訓練実施計画の策定</li> <li>・訓練企画立案の工程管理</li> <li>・訓練準備に係る関係機関との連絡・調整（協議会等との関係を含む。）</li> <li>・訓練の実施及び管理</li> <li>・訓練の評価及び訓練後の改善に係る管理 等</li> </ul>
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練に関する対外説明</li> <li>・報道機関の取材対応及び訓練参加の調整 等</li> </ul>
シナリオ・データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練シナリオの立案</li> <li>・訓練資料、データの作成 等</li> </ul>
評価検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の評価に関する準備、整理 等</li> </ul>
運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練に必要な物品や機材の調達</li> <li>・訓練参加者の移手段等の確保</li> <li>・訓練参加者への配付資料の準備 等</li> </ul>